

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和8年2月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三 印

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期  
高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

第6条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、  
被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第  
318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定による基礎賦課額及び  
同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の  
次に次の2項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合  
計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であっ  
た被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定し  
た被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及

び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第7条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に、「以下「所得割率」という」を「以下この条、第9条及び第10条において「所得割率」という」に改め、同項ただし書中「保険料の賦課額」を「保険料の基礎賦課額」に改め、同条第3項中「小数点以下第3位未満」を「小数点以下第4位未満」に改める。

第8条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条第1項中「第6条」を「第6条第2項」に改める。

第9条の見出しを「(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)」に改め、同条中「所得割率」を「第6条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(基礎賦課額の所得割率)

第10条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、100分の9.59とする。

(基礎賦課額の均等割額)

第11条 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、5万6,200円とする。

第11条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第11条の2 第6条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第11条の4及び第11条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第6条、この条本文、次条から第11条の6までの規定により当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第12条の2に定める賦課額の限度額を上回るこ

とが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第14条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。  
(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第11条の3 第6条第3項の被保険者均等割額は、第14条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第11条の4 第6条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。  
(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第11条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第11条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,300円とする。

第12条の見出し中「保険料」を「基礎賦課額」に改め、同条中「第6条の賦課額」を「第6条第2項の基礎賦課額」に、「80万円」を「85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第12条の2 第6条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1,000円を超えることができない。

第14条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「第12条まで」を「第11条まで及び第12条」に、「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条第1号イ中「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額」を「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額」に改め、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「当該特定期間」を「特定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条又は第17条に規定する基準に従い第6条及び第11条の2から第11条の6まで及び第12条の2の規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。)に限る。)のための収入の額(同条第2項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の $\frac{48}{52}$ に相当する額に、当該年度の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第16条第1項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

第3条 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の第16条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（第6条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下この条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に $\frac{100}{2}$ を乗じて得た額を減ずることができる。